

資料－２

令和５年２月２２日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての
指示について（協議）

照 対 新 指 委 員 会 新 更

更 新 () 案	現 行	備 考
<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>4-2号</u> 奄美大島海区における浮魚礁（中層式魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。</p> <p>令和5年 月 日</p> <p style="text-align: right;">奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真</p> <p>1 敷設の承認等 (1) 浮魚礁を敷設しようとする者（鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第7条第2号サのしいらづけ漁業の許可を受けようとする者を除く。）は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」の定めるところにより、奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。 (2) 前号の承認を受けて敷設した浮魚礁を利用して操業しようとする者は、敷設者の承認を受けなければならない。 (3) 令和2年3月17日奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>1-3号</u>の施行の際現に存するものについては、令和5年4月1日（昭和39年鹿児島県規則第98号）第7条第2号サのしいらづけ漁業の許可を受けようとする者を除く。）は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」の定めるところにより、奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。</p>	<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>1-3号</u> 奄美大島海区における浮魚礁（中層式魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。</p> <p>令和2年3月17日</p> <p style="text-align: right;">奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真</p> <p>1 敷設の承認等 (1) 浮魚礁を敷設しようとする者（鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第7条第2号サのしいらづけ漁業の許可を受けようとする者を除く。）は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」の定めるところにより、奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。 (2) 前号の承認を受けて敷設した浮魚礁を利用して操業しようとする者は、敷設者の承認を受けなければならない。 (3) 平成29年3月17日奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>28-1号</u>により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、令和2年4月1日（昭和39年鹿児島県規則第98号）第7条第2号サのしいらづけ漁業の許可を受けようとする者を除く。）は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」の定めるところにより、奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。</p>	<p>改正理由 ・ 委員会の期限到来に伴う指示更新 ・ 指示番号の改正</p> <p>・ 指示年月日の改正</p> <p>・ 指示年月日及び指示番号の改正 ・ 指示期間の改正</p> <p>・ 有効期間の改正</p>

浮 魚 礁 敷 設 承 要 領 取 新 扱 申 照 表

更 新 () 案	現 行	備 考
<p>(第 1 ～ 2 略)</p> <p>(海上保安部との協議) 第 3 委員会 は、敷設承認に当たっては、所轄の海上保安部 に対し、申請のあった浮魚礁について支障がないか協議す るものとする。ただし、<u>果が敷設する場合であって既に協 議されているものについてはこの限りでない。</u></p> <p>(第 4 ～ 10 略)</p> <p>附 則 1 この要領は、<u>令和 5 年 4 月 1 日</u>から施行する。 2 この要領は、<u>令和 8 年 3 月 31 日</u>限り<u>で</u>その効力を失う。</p>	<p>(第 1 ～ 2 略)</p> <p>(海上保安部との協議) 第 3 委員会 は、敷設承認に当たっては、所轄の海上保安部 に対し、申請のあった浮魚礁について支障がないか協議す るものとする。</p> <p>(第 4 ～ 10 略)</p> <p>附 則 1 この要領は、<u>令和 2 年 4 月 1 日</u>から施行する。 2 この要領は、<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>限りその効力を失う。</p>	<p>改正理由 ・ 委員会指示を更新 することに伴う改正</p> <p>・ 但し書きの追加</p> <p>・ 施行日及び失効日 の改正</p>

浮魚礁敷設 更新 要領 取新 照表

更 新 () 案	現 行	備 考
<p>(別記第1号様式)</p> <p style="text-align: center;">浮魚礁敷設承認申請書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印</p> <p style="text-align: center;">奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿</p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>4-2</u>号の1の(1)の規定により、浮魚礁の敷設の承認を受けたので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請の理由 (目的、管理、利用方法を詳しく明示すること) 2 浮魚礁の敷設位置 (海図を使用して記載した位置図を添付) 3 浮魚礁の種類及び構造 (構造の詳細を示した図面を添付) 4 浮魚礁の敷設期間 5 対象魚種 6 操業の方法 7 操業者数及び操業隻数 <p style="font-size: small;">注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。</p> <p style="text-align: center;">(第2号様式～第7号様式 略)</p>	<p>(別記第1号様式)</p> <p style="text-align: center;">浮魚礁敷設承認申請書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印</p> <p style="text-align: center;">奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿</p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>1-3</u>号の1の(1)の規定により、浮魚礁の敷設の承認を受けたので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請の理由 (目的、管理、利用方法を詳しく明示すること) 2 浮魚礁の敷設位置 (海図を使用して記載した位置図を添付) 3 浮魚礁の種類及び構造 (構造の詳細を示した図面を添付) 4 浮魚礁の敷設期間 5 対象魚種 6 操業の方法 7 操業者数及び操業隻数 <p style="font-size: small;">注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。</p> <p style="text-align: center;">(第2号様式～第7号様式 略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会指示番号の 変更に伴う改正

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第4-2号

奄美大島海区における浮魚礁（中層式魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 敷設の承認等

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする者（鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第7条第2号サのしいらづけ漁業の許可を受けようとする者を除く。）は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」の定めるところにより、奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 前号の承認を受けて敷設した浮魚礁を利用して操業しようとする者は、敷設者の承認を受けなければならない。
- (3) 令和2年3月17日奄美大島海区漁業調整委員会指示第1-3号により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第1号の承認を受けたものとみなす。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

浮魚礁敷設承認取扱要領

(承認の対象者)

第1 浮魚礁の敷設承認（以下「敷設承認」という。）の対象者は次のとおりとする。

- (1) 漁業協同組合
- (2) 奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

(承認の申請)

第2 敷設承認を受けようとする者は、浮魚礁敷設承認申請書（別記第1号様式）に、次の書類を添えて、委員会に申請しなければならない。

- (1) 敷設位置図
- (2) 浮魚礁構造図
- (3) 標識灯の一般仕様書
- (4) 関係漁業協同組合（隣接する漁業協同組合を含む。）の同意書
- (5) 船舶会社の同意書
- (6) その他委員会が特に必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、委員会が別に定める期日とする。

(海上保安部との協議)

第3 委員会は、敷設承認に当たっては、所轄の海上保安部に対し、申請のあった浮魚礁について支障がないか協議するものとする。ただし、県が敷設する場合であって既に協議されているものについてはこの限りでない。

(公聴会の開催)

第4 委員会は、第1に規定する者から敷設承認の申請があった場合において、関係者の意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催することがある。

(承認証の交付)

第5 委員会は、敷設承認に当たっては、別に定める浮魚礁敷設承認に係る審査基準により審査するものとし、敷設承認をしたときは、浮魚礁敷設承認証（別記第2号様式）を交付しなければならない。

(承認期間)

第6 浮魚礁の敷設承認期間は、3年以内とする。

(敷設場所の変更)

第7 委員会は、敷設承認に当たり、当該浮魚礁が漁業調整上又は船舶の航行上支障をきたすと思慮されるときには、浮魚礁の敷設位置を変更することを条件として承認することがある。

(承認の制限又は条件)

第8 敷設承認に当たっては、敷設承認を受けた者に対し、次の制限又は条件を付す。

- (1) 浮魚礁（中層魚礁を除く。）には、昼夜を問わずレーダー及び目視により航行船舶から容易に視認できる標識、灯火、レーダー反射板等を設置しなければならないこと。
- (2) 浮魚礁の敷設作業に当たっては、事前に浮魚礁敷設作業届（別記第3号様式）を、また、設置完了後は速やかに浮魚礁敷設完了届（別記第4号様式）を所管の海上保安部及び委員会に提出しなければならないこと。
- (3) 浮魚礁の流失防止のため、定期的に見回りを実施する等保安管理体制を確立し、異常があるときは、速やかに復旧しなければならないこと。
- (4) 敷設した浮魚礁が流失した場合は浮魚礁流失届（別記第5号様式）を、また、流失した浮魚礁を補充する場合は浮魚礁補充届（別記第6号様式）を所管の海上保安部及び委員会に提出しなければならないこと。
- (5) 毎年度終了後翌月末日までに浮魚礁利用実績報告書（別記第7号様式）を委員会に報告しなければならないこと。

(承認の変更又は取り消し)

第9 委員会は、漁業調整のため必要があるときは、承認の内容を変更し、又は制限若しくは条件を付することがある。

2 委員会は、敷設者が敷設承認の内容又は承認の制限若しくは条件に違反した場合は、当該敷設承認を取り消すことがある。

(取扱要領の改正)

第10 この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和8年3月31日限りでその効力を失う。

(別記第1号様式)

浮魚礁敷設承認申請書

令和 年 月 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

奄美大島海区漁業調整委員会指示第4-2号の1の(1)の規定により、浮魚礁の敷設の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請の理由（目的、管理、利用方法等を詳しく明示すること）
- 2 浮魚礁の敷設位置（海図を使用して記載した位置図を添付）
- 3 浮魚礁の種類及び構造（構造の詳細を示した図面を添付）
- 4 浮魚礁の敷設期間
- 5 対象魚種
- 6 操業の方法
- 7 操業者数及び操業隻数

注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第2号様式)

奄海委第 号

浮魚礁敷設承認証

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 敷設期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

2 敷設位置

3 制限又は条件

令和 年 月 日

奄美大島海区漁業調整委員会
会 長 ○ ○ ○ ○ 印

注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第3号様式)

浮魚礁敷設作業届

令和 年 月 日

〇〇〇海上保安部長 殿
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

浮魚礁の敷設作業を行うので、浮魚礁敷設承認取扱要領第8の(2)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 敷設浮魚礁承認番号 奄海委第 号
- 2 敷設浮魚礁数
- 3 作業期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 作業場所
- 5 作業方法
- 6 漁具標識の種類
- 7 安全対策

注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第4号様式)

浮魚礁敷設完了届

令和 年 月 日

〇〇〇海上保安部長 殿
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

浮魚礁の敷設作業を完了したので、浮魚礁敷設承認取扱要領第8の(2)により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 敷設浮魚礁承認番号 奄海委第 号
- 2 敷設浮魚礁数
- 3 敷設位置
- 4 敷設完了年月日

注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第5号様式)

浮魚礁流失届

令和 年 月 日

〇〇〇海上保安部長 殿
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

浮魚礁が流失したので、浮魚礁敷設承認取扱要領第8の(4)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 敷設浮魚礁承認番号 奄海委第 号
- 2 流失浮魚礁数及び位置
- 3 流失年月日
- 4 流失原因

注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第6号様式)

浮魚礁補充届

令和 年 月 日

〇〇〇海上保安部長 殿
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

浮魚礁を補充したので、浮魚礁敷設承認取扱要領第8の(4)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 敷設浮魚礁承認番号 奄海委第 号
- 2 補充浮魚礁敷設数及び位置
- 3 補充年月日

注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第7号様式)

浮魚礁利用実績報告書

令和 年 月 日

奄美大島海区漁業調整員会会長 殿

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

浮魚礁敷設承認取扱要領第8の(5)の規定により、浮魚礁の利用実績を下記のとおり報告します。

承認番号

承認月日

記

月	利用隻数	主な魚種	総 漁 獲 高	
			数 量	金 額
4	隻		kg	円
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				

注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

浮魚礁敷設承認に係る審査基準

浮魚礁の敷設承認に関する審査に当たっては、次の事項について審査するものとする。

1 浮魚礁の敷設位置

- (1) 浮魚礁の敷設が、船舶航行上支障がないこと。
- (2) 当該位置に、浮魚礁を敷設することにより、既存漁業との競合がないこと。(海図に既存漁業の操業区域及び統数等を明示。)
- (3) 浮魚礁の敷設位置が、浮き魚資源の回遊に適した条件を備えていること。(当該漁場環境を明示すること。)

2 浮魚礁の構造

- (1) 浮魚礁の構造が、船舶航行上支障がないこと。(レーダー反射板、灯火等)
- (2) 浮魚礁の構造が、耐久性のあること。(アンカー、チェーン等)
- (3) 浮魚礁の構造が、集魚効果があること。(浮魚礁の構造図及び集魚する魚種名等を明示すること。)

3 敷設された浮魚礁の利用について、敷設者の考え方を明示すること。(関係漁業者間で浮き魚礁の利用の時期、方法、漁業種類、統数等について調整がなされているかを明示。)

浮魚礁設置状況(R5.1.31現在)

		表層	中層	合計	備考
奄美漁協	本所	0	0	0	
	龍郷支所	0	0	0	
	住用支所	0	0	0	
	大和支所	1	1	2	
	合計	1	1	2	
名瀬漁協		0	2	2	
宇検村漁協		0	1	1	
瀬戸内漁協		0	9	9	
喜界島漁協		0	0	0	
とくのしま漁協	本所	0	2	2	
	天城支所	0	0	0	
	(旧伊仙支所)	1	3	4	
	合計	1	5	6	
沖永良部島漁協		0	4	4	
与論町漁協		1	0	1	
漁協合計		3	22	25	
笠利地区漁業集落		0	0	0	
龍郷漁業集落		0	0	0	
すみよう漁業集落		2	0	2	
まほろばやまと漁業集落		12	2	14	
名瀬地区漁業集落		0	0	0	
やけうち漁業集落		0	0	0	
せとうち漁業集落		0	0	0	
喜界町漁業集落		0	2	2	
徳之島地区漁業集落		0	3	3	
ゆいの里あまぎ漁業集落		0	6	6	
伊仙町地区漁業集落		4	0	4	
えらぶ漁業集落		0	0	0	
与論島漁業集落		3	4	7	
集落合計		21	17	38	
大和村			1	1	
鹿児島県		7	22	29	
総計		31	62	93	

※ は、現況調査に対する回答なし。

熊毛海区漁業調整委員会

熊毛海区漁業調整委員会指示第1-3号

熊毛海区における「浮魚礁」(中層式魚礁を含む。ただし、鹿児島県漁業調整規則(昭和39年鹿児島県規則第98号)第7条第2号サのしいらづけ漁業で使用する「つけ」は除く。)の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年3月17日

熊毛海区漁業調整委員会会長 川南進

1 敷設の承認等

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする者は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」により、熊毛海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 前号の承認を受けた浮魚礁を利用して、一本釣漁業、ひき縄漁業等を操業しようとする者は、当該浮魚礁を敷設した者の利用承認を受けなければならない。
- (3) 平成29年3月17日熊毛海区漁業調整委員会指示第28-4号により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際、現に存するものについては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までは、第1号の承認を受けたものとみなす。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

浮魚礁敷設承認取扱要領(熊毛海区)

熊毛海区漁業調整委員会指示第1-3号(以下「委員会指示」という。)に基づく浮魚礁の敷設の承認に関する事務の取扱いは、委員会指示に定めるもののほか次によるものとする。

(承認の対象者)

第1 浮魚礁の敷設の承認(以下「敷設承認」という。)の対象者は次のとおりとする。

- (1) 漁業協同組合
- (2) 熊毛海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が特に認めた者。

(承認の申請)

第2 敷設承認を受けようとする者は、浮魚礁敷設承認申請書(別記第1号様式)を委員会に提出しなければならない。

(海上保安部との協議)

第3 委員会は、第2に規定する申請があったときは、敷設しようとする浮魚礁が船舶の航行等に支障がないか鹿児島海上保安部と協議するものとする。ただし、県が敷設する場合であって既に協議されているものについてはこの限りでない。

(公聴会の開催)

第4 委員会は、第2に規定する申請があった場合において、関係者の意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催することができる。

(承認の審査基準)

第5 委員会は、敷設承認にあたっては、この要領に定めるもののほか別に定める浮魚礁敷設承認に係る審査基準により審査するものとする。

(承認証の交付)

第6 委員会は、敷設承認をしたときは、浮魚礁敷設承認証(別記第2号様式)を交付しなければならない。

(承認期間)

第7 浮魚礁の敷設承認期間は、3年以内とする。

(敷設位置の変更)

第8 委員会は、敷設承認に当たり、当該浮魚礁が漁業調整上又は船舶航行等上支障をきたすと思慮されるときには、浮魚礁の敷設位置の変更を求めることができる。

(承認の制限又は条件)

第9 委員会は、第6に規定する承認証の交付に当たっては、次の制限又は条件を付す。

- (1) 浮魚礁には、昼夜を問わずレーダー及び目視により、航行船舶から容易に視認できる標識、灯火、レーダー反射板等を設置しなければならない(中層式魚礁は除く。)
- (2) 浮魚礁の敷設作業に当たっては、事前に浮魚礁敷設作業届(別記第3号様式)を、また、設置完了後は速やかに浮魚礁敷設完了届(別記第4号様式)を鹿児島海上保安部及び委員会に提出しなければならない。

- (3) 浮魚礁の流失防止のため、定期的に見回りを実施する等保安管理体制を確立し、異常があるときは、速やかに復旧しなければならない。
- (4) 敷設した浮魚礁が流失した場合は、浮魚礁流失届（別記第5号様式）を、また、流失した浮魚礁を補充する場合は、浮魚礁補充届（別記第6号様式）を鹿児島海上保安部及び委員会に提出しなければならない。
- (5) 浮魚礁の敷設の承認を受けた者は、毎年度終了後翌月末日までに浮魚礁利用実績報告書（別記第7号様式）を当委員会に提出しなければならない。
- (6) その他、鹿児島海上保安部が付した条件を遵守しなければならない。

（共同漁業権内の敷設承認）

第10 委員会は、第2に規定する申請の敷設位置が共同漁業権内である場合は、委員会事務局において敷設承認させることができる。

2 前項の敷設承認に当たっては、第4を除く第3から第9までの規定を準用する。この場において、各規定の「委員会」とあるのは、「委員会事務局」と読み替えるものとする。

3 委員会事務局は、第1項の敷設承認をしたときは、その実績を委員会に報告しなければならない。

（承認の変更又は取消し）

第11 委員会は、漁業調整のため必要があるときは、承認の内容を変更し、若しくは、制限又は条件を付することができる。

2 委員会は、敷設者が承認の内容並びに承認の制限又は条件に違反した場合は、承認を取消すことがある。